

## 災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取いなば農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における農業協同組合保有施設等（以下「農協施設等」という。）の使用につき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、鳥取県内で大規模な災害が発生した場合に、被災者への救援物資の集配施設として遊休状態にある農協施設等を活用することにより、円滑かつ迅速な災害応急対策活動の支援に資することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、農協施設等を利用しようとする場合は、乙に対し、電話、ファクシミリ等により協力要請を行うとともに、後日、速やかに依頼文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

### （業務の内容）

第3条 甲及び乙が主として実施すべき業務（以下「実施業務」という。）は、次のとおりとする。

#### （1）甲の実施すべき業務

- ア 救援物資の集配に係る現場調整
- イ 県災害対策本部、市町村災害対策本部及び避難所等との連絡調整

#### （2）乙の実施すべき業務

- ア 救援物資の荷さばき及び駐車のための設備の確保
- イ 通信連絡等施設の管理
- ウ フォークリフト等積み卸し用機材を保有する場合は、その確保及び操作

2 甲及び乙は、実施業務のほか、実施業務を円滑に進めるため、甲が別途定める実施要綱に記載された業務を共同して行うものとする。

### （連絡責任者及び情報交換）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ相互連絡のための担当窓口を定め、平常時より、及び災害発生時には速やかに、必要な情報を相互に伝達するものとする。

### （経費の負担）

第5条 災害対策の実施に要した経費は、原則として甲の負担とする。

### （適用）

第6条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

### （その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年8月21日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

乙 鳥取市湖山町東五丁目261

鳥取いなば農業協同組合

代表理事組合長 中島建

## 災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における農業協同組合保有施設等（以下「農協施設等」という。）の使用につき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、鳥取県内で大規模な災害が発生した場合に、被災者への救援物資の集配施設として遊休状態にある農協施設等を活用することにより、円滑かつ迅速な災害応急対策活動の支援に資することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、農協施設等を利用しようとする場合は、乙に対し、電話、ファクシミリ等により協力要請を行うとともに、後日、速やかに依頼文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

### （業務の内容）

第3条 甲及び乙が主として実施すべき業務（以下「実施業務」という。）は、次のとおりとする。

#### （1）甲の実施すべき業務

- ア 救援物資の集配に係る現場調整
- イ 県災害対策本部、市町村災害対策本部及び避難所等との連絡調整

#### （2）乙の実施すべき業務

- ア 救援物資の荷さばき及び駐車のための設備の確保
- イ 通信連絡等施設の管理
- ウ フォークリフト等積み卸し用機材を保有する場合は、その確保及び操作

2 甲及び乙は、実施業務のほか、実施業務を円滑に進めるため、甲が別途定める実施要綱に記載された業務を共同して行うものとする。

### （連絡責任者及び情報交換）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ相互連絡のための担当窓口を定め、平常時より、及び災害発生時には速やかに、必要な情報を相互に伝達するものとする。

### （経費の負担）

第5条 災害対策の実施に要した経費は、原則として甲の負担とする。

### （適用）

第6条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

### （その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年8月21日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

乙 鳥取県倉吉市越殿町1409

鳥取中央農業協同組合

代表理事組合長 坂根國之

## 災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と東伯町農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における農業協同組合保有施設等（以下「農協施設等」という。）の使用につき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、鳥取県内で大規模な災害が発生した場合に、被災者への救援物資の集配施設として農協施設等を活用することにより、円滑かつ迅速な災害応急対策活動の支援に資することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、農協施設等を利用しようとする場合は、乙に対し、電話、ファクシミリ等により協力要請を行うとともに、後日、速やかに依頼文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

### （業務の内容）

第3条 甲及び乙が主として実施すべき業務（以下「実施業務」という。）は、次のとおりとする。

#### （1）甲の実施すべき業務

- ア 救援物資の集配に係る現場調整
- イ 県災害対策本部、市町村災害対策本部及び避難所等との連絡調整

#### （2）乙の実施すべき業務

- ア 救援物資の荷さばき及び駐車のための設備の確保
- イ 通信連絡等施設の管理
- ウ フォークリフト等積み卸し用機材を保有する場合は、その確保及び操作

2 甲及び乙は、実施業務のほか、実施業務を円滑に進めるため、甲が別途定める実施要綱に記載された業務を共同して行うものとする。

### （連絡責任者及び情報交換）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ相互連絡のための担当窓口を定め、平常時より、及び災害発生時には速やかに、必要な情報を相互に伝達するものとする。

### （経費の負担）

第5条 災害対策の実施に要した経費は、原則として甲の負担とする。

### （適用）

第6条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

### （その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年8月21日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

乙 鳥取県東伯郡東伯町徳万558-1

東伯町農業協同組合

代表理事組合長 松本尊則

## 災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取西部農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における農業協同組合保有施設等（以下「農協施設等」という。）の使用につき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、鳥取県内で大規模な災害が発生した場合に、被災者への救援物資の集配施設として遊休状態にある農協施設等を活用することにより、円滑かつ迅速な災害応急対策活動の支援に資することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、農協施設等を利用しようとする場合は、乙に対し、電話、ファクシミリ等により協力要請を行うとともに、後日、速やかに依頼文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

### （業務の内容）

第3条 甲及び乙が主として実施すべき業務（以下「実施業務」という。）は、次のとおりとする。

#### （1）甲の実施すべき業務

- ア 救援物資の集配に係る現場調整
- イ 県災害対策本部、市町村災害対策本部及び避難所等との連絡調整

#### （2）乙の実施すべき業務

- ア 救援物資の荷さばき及び駐車のための設備の確保
- イ 通信連絡等施設の管理
- ウ フォークリフト等積み卸し用機材を保有する場合は、その確保及び操作

2 甲及び乙は、実施業務のほか、実施業務を円滑に進めるため、甲が別途定める実施要綱に記載された業務を共同して行うものとする。

### （連絡責任者及び情報交換）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ相互連絡のための担当窓口を定め、平常時より、及び災害発生時には速やかに、必要な情報を相互に伝達するものとする。

### （経費の負担）

第5条 災害対策の実施に要した経費は、原則として甲の負担とする。

### （適用）

第6条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

### （その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年8月21日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

乙 鳥取県米子市東福原一丁目5番16号

鳥取西部農業協同組合

代表理事組合長 山西 敦